平成２３年（フ）第６２号
名古屋市名東区上社３丁目301番地　パピヨン上社302号
債務者　芝　　英子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４号
名古屋市守山区川西１丁目903番地　レオパレス瀬古202号
債務者　本間　利光
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７８号
名古屋市西区又穂町２丁目１番地　又穂団地２号棟1113号
債務者　原　　義之
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７７号
愛知県一宮市浅井町江森字西出先16番地４
債務者　小島　千花
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５２号
愛知県一宮市八幡２丁目６番２号
債務者　西尾愛由美（旧姓石本・堀）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０号
兵庫県篠山市池上609番地１　京口団地２棟101号
債務者　山口　清子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
兵庫県西脇市黒田庄町岡553番地
債務者　岡井　数也
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３号
兵庫県西脇市黒田庄町岡328番地の５
債務者　早崎　　明
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５９号
広島県三次市吉舎町三玉673番地３
債務者　安成　修二
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第６３号
山口県長門市東深川998番地７、前住所山口県長門市三隅中1777番地６
債務者　吉田　昇生
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第４３号
香川県木田郡三木町大字池戸2164番地１
債務者　山下　壽一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３８号
長崎県諫早市飯盛町佐田729番地６、前住所長崎県諫早市本明町700番地
債務者　廣瀬　暢子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８号
長崎県諫早市貝津町2187番地１　ルネス・トウワ601、前住所長崎県大村市片町146番地
債務者　川﨑　智子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
長崎県大村市池田新町763番地87池田アパートへ棟４号
債務者　田嶋　定幸
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
長崎県諫早市福田町2806番地１　オーナーズヒル501―101号、前住所長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住M棟102号
債務者　一瀬　末子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５号
北海道沙流郡平取町字貫気別134番地１
債務者　中谷すみ子（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第６号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台20番16号
債務者　中村　梨佐（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係